通達第201701号

平成29年2月19日

町田市少年野球連盟加盟の球団責任者各位

町田市少年野球連盟

運営部長　渡辺健介

町田市少年野球連盟所属球団の指導者・選手の移籍についての通達

早春の候、ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。また、平素は少年野球をとおし、青少年健全育成にご尽力いただき誠にありがとうございます。

さて、表記の件、下記のとおりの対応をいたしますので球団内での徹底をお願いいたします。

記

1. 指導者、選手の他球団への移籍は、下記<移籍承認の条件>を満たさない場合はこれを認めません。

(移籍には諸般の事情で退団した者が、後日他の球団へ入団する場合も含む)

<移籍承認の条件>

・当該者、移籍元、移籍先の球団責任者および当該球団所属の町田市少年野球

連盟の支部長が十分に話し合い、当該球団双方が承認した場合。

・球団責任者が承認した旨、4者(球団責任者、支部長)の署名・押印した申請書

を連盟まで提出をする。

1. 条件を満たさない移籍をした場合、移籍後、最初の町田市少年野球連盟が主催、後援及び推薦する公式戦への参加を認めないものとします。

以上